

# 近未来通信被害事件報告

2012年1月17日

近未来通信被害対策弁護団  
弁護団長 紀藤正樹  
事務局長 只野靖

## 1 近未来通信による詐欺の概要

株式会社近未来通信は、IP電話事業を展開しているという触れ込みで、不特定多数の者に対して、同社のIP電話中継局のオーナー（「中継局オーナー」）を募集し、中継局オーナーになろうとする者から、加盟金や設備費用名目で、国内外に多数存在する（とされていた）中継局の設置費用として出資させた。

近未来通信では、中継局オーナーを募るに当たって、IP電話利用者から徴収する通信料収入をもとに配当金を支払うと説明するとともに、「投資1年後には毎月100万円近い配当金がある」「2、3年で元はとれる」等高利回りをうたって宣伝し、1000万単位の出資を募っていた。しかし、近未来通信における実際の配当は、通信料の収益から宛てられていたのではなく、新しく「中継局オーナー」となった被害者から集めた資金を原資として既存オーナーの配当を行っていた。

なお2006年11月30日付の総務省の公表によれば、近未来通信が国内外に設置していた123カ所、合計2466台のサーバーの内、実際に稼働を確認できたのは2カ所2台のみであった。

2006年12月4日警視庁は詐欺容疑で家宅捜索を行ったが、元役員ら6名が逮捕されたのは約3年後の2009年11月26日であった。社長の石井は現在も逃亡中。逮捕6名中起訴されたのは2名のみ。詐欺罪で起訴（組織的詐欺での起訴は見送られた）。

東京地方裁判所において、2010年7月23日、専務については懲役5年（求刑7年）（確定）、2010年12月27日、常務については懲役4年（求刑6年）（その後、上告のうえ確定）の判決が出された。

## 2 法規制

金融商品取引法では、一定の事由に該当する場合を除いて、複数の者から資金を集め、これで事業を行い、当該事業から生じる収益の配当または財産の分配を行う形式のものは集団投資スキームに該当すると考えられるから、中継局の設備費用名目を出資を募り、その資金で事業を行い、そこから生じる収益を配当している本件事案についても、金融商品取引法所定の集団投資スキームに該当するものと思われる。もっとも、近未来通信事件については、金融商品取引法の施行時期との関係もあり、同法の適用は受けない。

仮に、適用を受けていれば、登録金融機関として登録が要求されることで、

行政による監督が可能となるとともに、投資者保護の観点から様々な規制の適用を受けていたはずである。

現実には、当時の近未来通信の所管は電気通信事業（近未来通信は、IP電話事業を営んでいると称していた。）を扱っている総務省であった（IP電話事業自体は届出制）。そのため、被害者に対する配当金の支払いが遅延した際にも、近未来通信のIP電話は問題なく稼働していたため、総務省では「総務省の所管は電気通信であって、電話が使えないということであれば、対処を求めることができるが、配当の不払いについては、権限がなく所管外だ」として全く対応しなかった。その結果、投資詐欺の実情が見逃され、被害はさらに拡大し、財産が徒らに散逸してしまっただと言わざるを得ない。

### 3 財産回収状況

債権者集会は、2007年5月30日に第1回が行われ、その後半年に1回のペースで行われた。2011年3月に終結。管財人の報告では、近未来通信、石井優及び日置茂の3者分合計で、実質的な回収額は合計7772万円にとどまり、管財人は、国税との間で、国税の還付交渉を行ったが、2009年12月まで、刑事事件化されなかったこと等により、交渉は進展せず、届出債権は合計約190億円に対し、配当は、0.1%にとどまった。

また弁護団は、同事件の破産とは別に、2007年5月22日に、近未来通信の元役員相手の訴訟を提起していたが、同訴訟は21回の期日を経て2011年10月11日に結審し本年1月17日に判決が出されるに至り勝訴したものの、回収は厳しい状況にある<sup>1</sup>。

### 4 被害回復の障害1－税金等

近未来通信でも、過去の同様の詐欺事件と同様、税金等の財団債権が被害回復の障害となっている。交付要求があった財団債権は、法人事業税、県民・市民税、健康保険料、厚生年金保険料、所得税、消費税、住民税等で、その合計は3億588万円にのぼっている。

仮に、管財人が行っている国税からの還付が実現しても、これらの交付要求が残っている以上、被害者への配当は困難な状況である。

しかし、これまでに管財人が回収した7772万円も、近未来が納めた税金等も、その元はと言えば全て被害者が詐欺されたお金である。回収された財産については、被害者に対する弁償が優先されるべきであり、本件のような詐欺事件において、破産法の規定が形式的に適用され、税金等が優先支払を受けることには、絶対に納得がいかない。

これと同様の問題は、豊田商事事件をはじめとする過去の詐欺破産事件においても、繰り返し発生してきた。弁護団としては、このようなおかしい扱いをやめるよう管財人や国税当局に繰り返し申し入れを行ってきたが、そもそも、税金が、被害者救済の妨げになることを許している法律に、根本的な問題がある。国税当局は、組織的詐欺で立件されていないことをもって、組織（会社）

---

<sup>1</sup> 本稿脱稿時2012年1月10日現在

ぐるみの詐欺であることが認められていない、と主張し、これを譲らない状況である。

## 5 被害回復の障害 2 - 社長の海外逃亡

被害回復の障害となっているもう一つの理由は、刑事事件がなかなか進まなかったことである。その理由は、首謀者である元社長の石井優が海外に逃亡していることに尽きる。

元社長の石井優は、被害弁護団が結成され、強制捜査が入る直前 2006 年 1 月 17 日に日本を出国して、韓国経由で中国に逃亡した。その際、石井優は、会社の金のほとんどすべてを持ち出している。中国への事前の送金は、数億単位となる。石井優は、詐欺で得た金を計画的に隠匿し、逮捕を避けるため、逃走計画を立てていたものと思われる。

石井は、現在、警視庁によって国際指名手配されており、弁護団でも独自に中国大使館に対して石井の逮捕・送還を申し入れに行くなどしているが、見通しは立っていない。

2009 年 1 月 26 日になって、石井を除く元役員ら 6 名が逮捕された。時期を逸した感は否めない。しかも起訴されたのは 2 名のみとなった。

今回の教訓として、詐欺の疑惑が持ち上がった場合には、少なくとも、国外逃亡をさせないような仕組みが求められる<sup>i</sup>。

---

<sup>i</sup> このような事態を打開するために、異例なことであるが、専務に対する第 1 審判決が出された 2010 年 7 月 23 日に、石井優容疑者の逮捕に結びつく情報を求めて、日本語、英語、中国語、インドネシア語の 4 か国語により、10 万元の懸賞金をかけて情報を募集しているが、現時点においても有力な情報は寄せられていない。そこで弁護団としては、近未来通信の元役員相手の訴訟につき本年 1 月 17 日に判決が出された機会に、同日付で 2 万ドルに増額することにし、今後とも石井優容疑者の情報の提供を広く求めていく所存である⇒近未来通信被害対策弁護団のホームページ <http://homepage1.nifty.com/kito/kinmirai-higaibengodan/index.htm>